

総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会

第31回ガスシステム改革小委員会

日時 平成28年4月22日（金）15：59～17：48

場所 経済産業省 本館地下2階 講堂

1. 開会

○山内委員長

それでは、定刻でございますので、ただいまから第31回ガスシステム改革小委員会を開催いたします。

なお、橘川委員におかれましては、本日、所用によりご欠席と伺っており、また、樋口委員におかれましては、所用により欠席のため、代理として竹村トヨタ自動車株式会社プラント・環境生技部担当部長様をご出席されているということでございます。

それでは、初めに事務局からオブザーバーの方のご紹介をお願いいたします。

○藤本ガス市場整備課長

本日は、日本ガス協会、幡場松彦事務局長、日本コミュニティーガス協会、松村知勝専務理事、東京電力エナジーパートナー株式会社、佐藤美智夫常務取締役、国際石油開発帝石株式会社、深川宏士天然ガス供給本部パイプラインユニット コーディネーター、石油資源開発株式会社、中島俊朗経営企画部長、全国LPガス協会、内藤理専務理事、石油連盟、奥田真弥専務理事がご出席されています。

また、消費者庁、総務省から出席があります。なお、公正取引委員会につきましては、業務の都合上、きょうは欠席です。

プレスの皆様の撮影はここまでとさせていただきます。傍聴は可能です。引き続き傍聴される方はご着席ください。

○山内委員長

それでは、本来であればここですぐ議事に入るところなんですけれども、ご承知のように、先日、熊本地方で大きな地震がございました。事務局から参考資料として都市ガスの復旧についてということがございますので、ここでご説明していただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○藤本ガス市場整備課長

初めに、熊本地震で亡くなられた方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災された皆様

には心からお見舞い申し上げます。こうしたタイミングですので、特に都市ガスの復旧状況について、参考資料を用いまして簡単にご説明させていただきます。

都市ガスにつきましては、西部ガス様、被災をされています。供給停止が10万5,000戸、熊本地区の一部を除き、ほぼ全域で供給停止が発生しているという状況でございました。懸命な復旧努力によりまして、おとといから開栓がスタートしております。復旧がスタートをしております。きのう夜時点で9万2,000戸まで供給停止が減っているという状況でございます。

復旧作業ですけれども、まずは全てのお客様の各戸ごとに閉栓、1件ずつガスを閉じる作業が最初にあります。その後、中圧管、低圧管、この地域には高圧管がございませんので、中圧管から順番に安全確認、修繕を行っていきます。それができた後、最後にまた1件ずつ、ガス機器の安全も確認しながらガス栓をあける作業、開栓、こちらが復旧となりますけれども、というプロセスを経ることになります。そういう意味では、どうしても電気ですとか水道よりも時間がかかってしまうという状況でございます。

このうち閉栓については、19日に全て完了しております。導管の安全確認についても、中圧管までは18日に完了しております。現在、ブロックに分けて、低圧導管の安全確認の作業、修繕の作業を進めているところでございます。

開栓につきましては、最初に申し上げたもののほか、中圧の導管から直接供給ができる施設、52施設ございますが、こちらは全て復旧をしている状況です。病院ですとか役所等々になります。それから、これに加えて、移動式のガス発生装置、ガス供給車を使いまして、12施設でこれまで臨時供給を行ってきました。

加えて、昨日になりますけれども、地区ごとの復旧見込み、いついつまでにこの地区は復旧しますという見込みを西部ガス様は発表されて、今、ホームページに載っております。復旧の状況も逐次ホームページを更新しているという状況でございます。連休中、最後の日、5月8日までに復旧を完了させるという予定で、鋭意作業を進めていただいているところでございます。

復旧体制のところですが、西部ガス様と協力会社で1,800名、これに加えて、東京ガス様、大阪ガス様、東邦ガスを様を中心に全国から復旧応援隊が1,800名、プラス、これも昨日500名の増派を決めていただきまして、2,300名、加えますと4,100名体制で復旧に当たっておられるところでございます。

簡易ガスの状況でございます。熊本県内101団地のうち、17日時点で14団地で供給停止が発生をしました。現在は6団地まで供給停止が減ってきているところでございます。大変恐縮なんですけれども、オブザーバー席に配付をさせていただいた資料が、きのう6団地からきょう5団地になっていますが、これは数が逆でございまして、きのう5団地だったものがきょう6団地、1

団地、ちょっときのうの雨でまたふえているという状況になっております。

いずれにしましても、西部ガス様初め、ガス業界全体を挙げて、一日も早い復旧に取り組んでおられるところでございます。我々政府としましても、できる限りの努力を続けてまいりたいと思っております。

ありがとうございました。

○山内委員長

ありがとうございました。

関連してご発言ございますか。それじゃ、日本ガス協会、幡場事務局長。

○幡場オブザーバー

一言御礼とご報告を申し上げたいと思います。

今、課長からお話をいただきましたが、このたび熊本の大地震で、熊本市周辺の西部ガスの供給区域、約10万件強のおお客様の供給が停止しました。日本ガス協会では、熊本県様、また経済産業省様初め、関係各方面のご協力、ご支援をいただきながら、業界を挙げた応援体制のもとで日夜、復旧作業を行っております。この場をおかりしまして、関係各部へのご支援、ご協力に対しまして、改めて深く御礼を申し上げたいと思います。一日も早い全面復旧を目指しまして、今後も業界一丸となって頑張ってまいりたいと思っておりますので、ぜひよろしく願い申し上げます。

御礼とご報告にかえたいと思います。ありがとうございました。

○山内委員長

ありがとうございました。

それじゃあ、日本コミュニティーガス協会、松村オブザーバー、どうぞ。

○松村オブザーバー

簡易ガス団地につきましては、この6団地のうち2団地は震源地と見られる益城町にございまして、家屋の損傷が激しいということで、お客様も全員避難をされている状況であります。したがって、復旧には相当時間がかかるのではないかと見られます。

それから、先ほど事務局からお話がありました1団地ふえているじゃないかということなんです。昨日夕方から供給停止いたしました1団地は高台にありまして、道路のひび割れがありまして、雨も降りまして、一部傾斜地の崩壊のおそれがあるというようなことで、団地自治会からの要請を受けて、保安確保のために一時、閉栓しているものでございます。

いずれにしましても、今後とも状況の把握に努めまして、保安の確保を図りながら、シリンダ一等による仮復旧も含めまして、迅速に対応していきたいというふうに考えております。

○山内委員長

ありがとうございます。

続いて、全国LPガス協会、内藤オブザーバー、どうぞ。

○内藤オブザーバー

私どもは都市ガスではないんですけれども、同じガス体エネルギーを供給しているという立場で一言ご報告をさせていただきます。

おかげさまで、全国の皆様方のご支援をいただきまして、地元の熊本県LPガス協会を中心として、復旧作業に努めております。熊本県内には50万世帯のLPガスのお客様がいらっしゃいます。そして、販売事業者は434社ございます。それらが一生懸命やっております。残念ながら、その販売事業者の中で4社ほど社屋が1階が半壊するような状態になっていますけれども、その4社もお客様対応を続けておりますので、お客様にはご迷惑をかけない状態になっております。

LPガスの特徴といたしまして、常にお客様の軒先に1カ月以上の在庫を持っております。そういう意味で、供給途絶はございません。ただし、今回の場合、倒壊または地すべりに巻き込まれたといったようなところは、ちょっと今は手につかない状態になっております。また、私どもの供給形態としては、マイコンメーターというものがついておりまして、地震が起きますと、そこでシャットダウンするように自動的になるようになっております。地震の後、お客様地震で復旧することもできるんですが、それができないようなお客様に対して、販売店が出向いて復旧作業をするようなことを行っております。これらの復旧作業とはまた別に、念のため配管、ガス機器の点検も別途行っております。これらは避難所に避難なさっているお客様を除いて、ほぼ今進めておるところでございます。

以上でございます。今後もお客様の生活を維持するよう、頑張っている所存でございますので、ご支援をいただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございます。

石油連盟、奥田オブザーバー、どうぞ。

○奥田オブザーバー

すみません、ガスではないですが、石油について、今回の地震対応を、簡単にご報告します。

もともと、石油は可搬性が高く、備蓄も豊富とのこと、エネルギーの最後のとりでと位置づけられております。ですから、今回の地震対応でも、応急活動や救急活動等に必要な燃料供給を含めて、最大限、安定供給することで頑張らせていただいております。具体的には、災害時石油

供給連携計画を発動いたしまして、各社を超えて連携し、供給させていただいております。幸い、
いろいろな施設にこれまでの強靱化投資で補強できたこともありまして、被害がございませんで
したし、タンクローリーにも被害がございませんでしたので、全面投入を今させていただいており
ます。ガソリンスタンド等への供給も、一時、安全点検のため出荷に少し時間がかかったとか、
それから、道路が閉鎖になって運搬に少し時間がかかるというところはありましたが、ほぼガソ
リン供給については問題が解消いたしております。現在は、九州電力さんの非常電源対応に軽油
を切らさないように供給するオペレーションを中心に頑張らせていただいておりますが、石油供
給についてはご安心いただければと考えています。

ありがとうございました。

○山内委員長

ありがとうございます。

そのほかに何か関連してご発言ございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、大変な事態でございますけれども、各自がご努力いただいて、一日も早い復旧をお
願いしたいと思います。

2. 議題

(1) 前回の御指摘事項等について

(2) 導管整備方針について

○山内委員長

それでは、議事に入ります。

事務局から資料3、前回の指摘事項について、それから資料4、導管整備方針について、この
ご説明をお願いしたいと思います。

○藤本ガス市場整備課長

まず、資料3に沿いまして、前회のご指摘事項についてご説明します。

ご指摘、3点ございます。1ページをあげてください。まず、ご指摘の1番です。福田委員、
松村委員からご指摘いただいております。二重導管規制につきまして、ネットワーク需要の伸びに
着目した指標とするのが適当かどうかという点です。ご指摘の2番、②です。引頭委員、草薙委
員、柏木委員からご指摘をいただいております。同じく二重導管規制につきまして、とるべきネッ
トワーク需要の伸びの期間が適当かどうかという点でございます。ご指摘事項③です。こちらは
経過措置料金規制に関しまして、パブリックコメントは、大手3社などではなく、広く実施すべ
きではないかと、全ての事業者を対象として実施すべきではないかという点でございます。

2 ページです。

まず、ご指摘事項①です。前回お示しした事務局提案は、ネットワーク需要の伸びに着目した指標となっているが、ネットワーク需要の伸びに着目する点には問題があるのではないかとのご指摘でございます。

既にご議論いただきましたとおり、需要調査・開拓費については、託送料金原価に参入することを認めるということとなっております。当該費用は、一定の要件を満たせば、全てのガス小売事業者が活用することが可能ということになっています。したがって、ネットワーク需要の伸びについては、もはや一般ガス事業者の小売部門だけがコントロールするというわけではなく、なっている点に留意する必要があるかと思えます。また、二重導管規制の本質である需要家の利益阻害性があるか否かというのは、託送料金が上昇するか否かという点で見ると考えます。だとすると、ネットワーク需要の伸びに着目する点については、相当程度の合理性があると考えております。

一方で、一般ガス事業者の小売部門が故意に需要開拓を縮小するおそれがあるのではないかと懸念があることも事実でございます。今回は、3年4.5%という形の基準としていただければと思いますけれども、小売全面自由化後、4年目以降にどうするかという点をご検討いただく際には、こうしたネットワーク需要の伸びに着目した指標としたことによる弊害が生じていないかどうかなどをしっかりと検証していくこととしたいと考えます。

3 ページは、前回お示しした資料のままでございます。

4 ページです。ご指摘事項の②、ネットワーク需要の伸びの最近のトレンドとして、前回お示した案では、平成20年度から26年度までのデータを用いるということとしておりました。これには合理性があるのかというご指摘をいただいております。

回答部分でございますが、前回の本小委員会において、平成20年度から平成26年度までの6年度間の期間をデータの採録期間としております。もともとは平成21年度から平成26年度までの5年度間の採録期間にしようと考えたんですけども、平成20年9月に起きたリーマンショックの影響で、平成21年度のネットワーク需要は20年度に比して大きく減少していると。一方で、その反動として、22年度のネットワーク需要が21年度に比して大きく増加しているという状況でございました。このため、仮にデータの採録期間を5年度間のみとした場合、ネットワーク需要の伸びが実態に比して大きくなるおそれがあるということで、1年前から、平成20年度からのデータを取りまして、6年度間の採録期間とさせていただきます。

また、東日本大震災後にガス会社が電力会社などに対して、LNG火力発電所のためのガスの供給量を増加させたということは事実でございます。ただ、注1のところにありますとおり、東

京ガス様、大阪ガス様のデータを見ますと、これは一過性の震災直後の動きではなく、近年においても当該ガスの供給量は伸び続けているという状況でございます。むしろ最近のトレンドになりつつあると評価することが可能かと考えます。

5ページです。他方で、一つには、リーマン・ショックの影響もありまして、平成20年度の全一般ガス事業者のネットワーク需要も平成19年度に比して大きく減少しております。加えまして、データの採録期間には、リーマン・ショックや東日本大震災の発生が含まれております。ネットワーク需要の伸びに関する最近のトレンドを把握するためには、こうした異常値が入っているということを考えますと、なるべく長期の採録期間を設定することが適当だと考えます。同じデータがとれるのが平成18年度以降でございます。18年度から平成26年度までの8年度間のデータを採録期間にしまして計算をしますと、この期間の平均の伸び率は1.51%となります。したがって、3年4.5%を原則とするという前回の事務局提案については、変更しないこととしたいと考えています。

加えまして、引頭委員からは、累計ガス販売量、都市ガスの販売量速報についてもご指摘がございました。こちらについては、確かに27年度のデータが出ております。しかしながら、こちらのデータは、一般ガス事業者の小売販売量のみを捕捉したデータでございまして、ネットワーク需要の一部を構成する卸供給量と託送供給量が含まれていないということでございます。今般の二重導管規制に係る議論の基礎とするデータとしては、不適切ではないかと考えております。

以上の検討を経まして、前回の3年4.5%という事務局提案は変更しないこととしたいと考えています。

6ページです。二村委員、大石委員からいただいたご指摘です。経過措置料金規制に関しまして、指定・指定解除に当たっては、大手3社などの事業者のみを対象としてパブリックコメントを実施することとされているが、中小事業者を含めた全ての事業者を対象としてパブリックコメントを実施すべきではないかという点でございます。

前回の委員会では、需要家に与える影響の大きさにかんがみ、大手3社に加えて、供給戸数が15万戸以上の市町村がある旧一般ガス事業者についてパブリックコメントを実施するというご提案をしております。パブリックコメントを実施する対象事業者を限定することとした理由は、行政コストが著しく増大するなど、得られる効果に比して要するコストが著しく大きくなること が想定されたからでございます。

一方で、関係する住民の方々からのご意見を国が聴取するなど、可能な限り透明性の高い手続を経て、こうした判断を行うことが適当であると。また、こうした必要性は、一般ガス事業者などの需要家の数の多寡にかかわらず求められるものであると考えます。このため、ご指摘を踏ま

えまして、パブリックコメントを実施する対象事業者については、限定することなく、全ての一般ガス事業者、簡易ガス事業者に広げたいと考えます。

7ページは、前回の資料のままでございます。

前回の御指摘事項につきましては、以上です。

続きまして、資料4に沿いまして、今回ご議論いただきたい導管整備方針についてご説明させていただきます。

1ページです。26回の本小委員会におきまして、導管整備方針に係るこれまでの議論を振り返った上で、我が国における天然ガス供給インフラの現在の整備状況などを確認・把握することをご提案したところであります。その後、これまで6事業者から説明を聴取したところです。また、26回の際には、個々にニーズのあるルートが浮上することとなれば、それらをモデルケースとして費用便益分析を行うことも提案をさせていただいたところであります。

2ページです。事業者ヒアリングからも明らかになったとおり、一般的にガス事業者は都市ガス事業の拡大に対応すること、供給安定性を向上させることなどを目的として、ガス導管を整備してきたところであります。エネルギー基本計画の中でも、エネルギー政策の要諦は、安全性を前提とした上で、エネルギーの安定供給を第一とするとされており、また、以前、導管整備についてご検討いただいた天然ガスシフト委員会におきましても、ガスの安定供給性の向上が広域天然ガスパイプライン整備の意義とされているところであります。このため、現在のガス導管などのインフラの整備状況が、大規模な災害が発生した場合においてもガスの安定供給を確保するに足りる十分なものかどうかを、検証することとしてはいかがでしょうか。

3ページです。また、エネルギー基本計画におきましては、経済効率性の向上による低コストでのエネルギー供給を実現するとされており、天然ガスシフト委員会におきましても、広域天然ガスパイプライン整備の意義としまして、天然ガスの利用可能性の向上、ガス料金や電気料金の低廉化の可能性なども挙げられるところでございます。こうした観点から、整備が必要な導管がないかどうかを検討することとしてはいかがでしょうか。

4ページでございます。こちらは何度か出させていただいている導管網の整備状況の資料です。省略させていただきます。

5ページです。まずは、安定供給性の観点からの評価についてです。大規模な災害が発生した場合においても、ガスの安定供給を確保するに足りる十分なものかどうかを評価するに当たりましては、ガス安全小委員会の平成26年1の中間報告書が参考になると考えます。この委員会による検証では、東京ガス、大阪ガス、東邦ガスの大手3社の製造設備・供給設備について、内閣府の中央防災会議が想定する首都直下地震、南海トラフ巨大地震のうち最も過酷な被害となるケー

スを用いて、設備の耐性に関する評価がなされております。

下のオレンジ囲みのところがその評価となりますけれども、まず、地震動につきましては、南海トラフ巨大地震、それから首都直下地震につきましても、こうした震度であれば、過去の事例に比しまして、工場は十分な体制を有しており、重大な被害は発生しないと評価をしております。最も過酷なケースで震度7の工場、根岸工場になりますが、これが仮に製造停止したとしても、残り2工場、扇島、袖ヶ浦からのバックアップにより、おおむね製造能力を確保することが可能であるという評価がなされております。東京ガス様につきましては、この後、日立工場もできておりますので、今はこの「おおむね」が取れまして、製造能力を完全に確保することが可能という評価になっていると認識しております。

6ページです。津波の関係でございますが、こちらにつきましても、南海トラフ巨大地震、首都直下地震におきまして想定される津波であれば、工場は十分な体制を有しており、重大な被害は発生しないという評価がなされております。こちらにつきましても、一番深い浸水となるのが泉北第一工場となりますけれども、仮に工場自体は健全であるけれども、電気設備などが浸水で製造停止したとしましても、大阪ガスの残り2工場、泉北第二、姫路からのバックアップにより、製造能力を確保することが可能という評価がなされております。

7ページが、高圧ガス導管、それからガスホルダーに関する地震動に関する評価です。8ページが、ガスホルダーに関する津波に関する評価です。どちらも同様に、各設備は十分な体制を有しており、重大な被害は発生をしないという評価がなされているところでございます。ちなみに、熊本地震でも西部ガス様はガスホルダーを持たれていたわけですが、今回の地震を経しましても、供給能力に支障がないという結果となっていると聞いております。

9ページです。これらを踏まえまして、ガス安全小委員会におきましては、地震動及び津波に対する事業者による評価基準及び評価結果、こちらは耐震指針となりますけれども、対象設備や十分な体制を有しているという評価結果となります。こちらは基本的に妥当性があることを確認したと、中間報告書では評価しているところであります。その評価の時点から2年ほどが経過しておりますが、内閣府の中央防災会議が想定する地震動などには変化はございません。このため、現在においても内閣府中央防災会議が想定する首都直下地震、南海トラフ巨大地震のうち最も過酷な被害となるケースを想定したとしても、各事業者のガス導管などのインフラの整備状況には安定供給性を確保するための十分な妥当性があると考えられるのではないのでしょうか。したがって、少なくとも現時点においては、3大都市圏の供給安定性を高めるという観点から、各事業者の供給区域を連結する広域パイプラインなどを敷設する必要性は高くないのではないかと考えています。

10ページ以降が経済効率性の議論となります。まずは、4ポツとしまして、天然ガスの利用を向上させるための導管の検討となります。下の日本地図にもありますとおり、こうした観点からは、我が国の天然ガスパイプラインは、全国の産業用需要エリアにおける整備が十分にはなされていないというのが現状となります。右側の日本地図で見いただきますと、青い点が工業団地となりますが、赤いパイプラインがこうした工業団地には通じていないというのが現状となります。産業用の需要エリアに関する複数のガス導管をモデルケースとして位置づけまして、これに関する費用便益分析を行うこととしてはいかがでしょうか。

11ページです。より低廉な都市ガス供給を実現するための導管についての検討となります。より低廉な都市ガス供給につきましては、前回も石油資源開発株式会社様からご説明があったとおり、地下貯蔵施設、こちらを活用することが可能性があるということかと考えています。

意義としては3点ございます。①需要量の季節間変動を吸収すること、いわゆるピークシェービングでございます。これができますと、製造設備の稼働平準化、あるいは導管の効率性の向上が図られるかと考えます。こうした取り組みはガス価格の低廉化にも資するものと考えております。2点目ですけれども、例えばLNG価格が安いときに買って、そのガスを地下に貯蔵して、価格が高くなったときにそのガスを払い出すことによるガス価格の低廉化の可能性はあるかと考えています。こうした地下に貯蔵することができるということによって、仮に買い手の交渉力が増せば、調達価格自体も低廉化することができるのではないかと考えています。3点目でございます。大量のガスを貯蔵することによる供給途絶時を含めた供給安定性の向上でございます。備蓄的な効果を期待することができるかと考えています。地下貯蔵施設にはこういった意義があるのではないかと考えています。

我が国の地下貯蔵施設が大規模都市圏と連結されまして、LNG由来のガスの多くについて、多くのガス事業者が地下貯蔵施設を活用できることとなった場合には、ガス価格の低廉化の可能性を含めた効率的な都市ガス供給が実現する可能性があると考えます。しかしながら、現在、地下貯蔵施設として活用可能な枯渇ガス田等は、紫雲寺や東新潟など新潟地域あるいはいわき沖にあるわけですが、こちらには大容量のガスを運ぶパイプラインが繋がっていないという問題がございます。そういう意味では、地下貯蔵施設を活用するには、こうしたガスパイプラインに対する投資もあわせて考える必要があるかと考えます。このため、地下貯蔵施設と大規模都市圏を結ぶ複数のガス導管をモデルケースとして位置づけまして、これに関する費用便益分析をあわせて行うこととしてはいかがでしょうか。

12ページ以降は、参考資料となります。

14ページをあけていただきますと、諸外国、特に欧州、米国では、ドットをつけさせていただ

いていますが、既に地下貯蔵施設が630存在すると言われておりまして、相当程度、活用が進んでおります。

15ページを見ていただきますと、残念ながら日本につきましては、拡大をしないとわからない程度の活用しかなされていないというのが現状でございます。

なお、11ページの注にございますように、現在、地下貯蔵施設につきましては、工業法の解釈で、国産の天然ガスについては既に活用が始まっているところでありますが、LNG由来のガスの地下貯蔵を可能とすることに伴う法制的論点——法案ですとかあるいは第三者利用等になりますが——につきましては、引き続きエネルギー庁において整理をする必要があろうかと考えております。

私からの説明は以上でございます。ありがとうございます。

○山内委員長

どうもありがとうございました。

それでは、議論に入りたいと思いますけれども、順番としては、まず最初に前回の御指摘事項について、これを議論していただきます。その後、今の導管の整備問題、これについて議論いたします。例によりまして、ご発言をご希望される方はお手元の札を立てていただきまして、その意思を示していただくことと、それから、関連してご発言の場合には、挙手といいますか、ちょっとこちらに手で相図していただければ、私のほうで判断をしてご発言いただくということにさせていただきます。

それでは、いかがでしょうか、前回の御指摘的事項について、事務局からのご提案についてのご意見、ご指摘がありましたら、ご発言願います。二村委員ですね、どうぞ。

○二村委員

ありがとうございます。

前回の議論の中で、特に経過措置料金の規制の解除の手続の点について、2点意見を述べさせていただきます。

1点目は、何度も繰り返して申し上げておりますけれども、基本的には都市ガスの参入と消費者の側でのスイッチが起きることが、経過措置の料金を解除する条件だと思っておりますので、その立場は変わらないということは改めて申し上げたいと思います。自由化ということの背景として、消費者の選択という圧力が働くことで、料金も適正になる、あるいはサービスの向上が図られるという、そういう背景があつてのことだと思っております。スイッチがゼロ件で、経過措置がなくなる事業者が出るということは、消費者の選択という圧力が十分に働かない中で自由化になる可能性もあるということだということを申し上げたいと思います。

ですので、自由化されたからということで、乱暴な値上げを行うとか、あるいは十分な説明がないようなサービスの変更なり値上げなりがあるという、そのような事業者さんが出るということになりますと、それだけで大きな社会問題になって、自由化はよくなかったという評価になってしまうということを非常に懸念しております。この点は経済産業省、それから既存、新規にかかわらず、ガス事業者の皆さんにしっかり認識をしていただきたいと思っています。前回の委員会で、適正な競争関係についてしっかりと確認しながら、総合的に判断するというお答えであったと認識していますので、この点を外さずにしっかり判断をしていただきたいということを申し上げたいと思います。

それから、2点目に、解除の際の手続で、パブリックコメントを全部の事業者にということを申し上げて、その点について取り入れていただいたことについては大変ありがたいと思っております。パブリックコメントで意見が寄せられれば、当然それも判断の一つということになると思っておりますので、ぜひよろしくをお願いします。

1点だけ、現時点でどういうパブリックコメントでの指摘があるかということは、まだ想定はできないと思っております。ですので、寄せられた意見とそれをどういうふうに評価し、判断したのかという過程について、きちんと記録を残して公開をしていただきたいと思っております。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

関連ですか。多分、大石さんも関連だと思うんですけども。じゃあ、大石さんからどうぞ。

○大石委員

ありがとうございます。

まず、意見を述べさせていただく前に、今回の熊本の地震では、多くのやっぱり消費者が困窮している中で、一日も早い都市ガスLPガスの復旧のために、事業者の皆様が一生懸命活動してくださっていることについては、本当に消費者としてありがたく思っております。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

今、二村委員からお話いただいたことと重なる部分が多いのですが、今回も資料5というところで意見を出させていただきました。二村委員と重ならない、それ以外のところについて少し述べさせていただきます。

まず、パブリックコメントを行っていただくということについてはありがたく思っております。ですが、その行う時期について質問です。あらかじめ指定されていた事業者の解除に関しては解除するときに行うことになるのですが、まず、どの事業者を指定するのか、についてのパブ

リックコメントというのは、やはり競争できるようになってから、自由化が始まってからでないと、本当に事業者間の競争が起こっているのかいないのか、というのは消費者にはわからないと思います。なおかつ、その前に都市ガスが自由化するという自体を、消費者がどれだけ認識しているかということですね。その上でのパブリックコメントでないと意味がないと思います。今、電力の自由化についてはかなりあらゆる方面で告知をいただいていると思うのですが、では、果たしてどれだけの国民が来年の4月から都市ガスも自由化を知っているのかということが重要となります。まずはその告知からパブリックコメントというのは始まるのではないかなと思います。

加えて、パブリックコメントという意味では、現在までに多くの消費者団体から消費者の意見ということで、経過措置料金については要望が出されております。なので、まずはこれが一番大きな日本の消費者団体、国民のパブリックコメントであるということで、それを無視せずにぜひ進めていただきたいということが1点です。

それから、LPガスについてですが、今回も災害に強いLPガスということで、かなりその強みも発揮されていると思いますが、一方、やはり既に自由化されている市場ということで、いろいろな問題が起きていることも事実です。前回も述べさせていただきましたけれども、今回の資料の中に、ガス料金改定のお願いという、こういうチラシがこの2月に入ったということで付けさせていただきます。前回の議論の中でも、何を以て不当な値上げとするかというところ、この基準はまだはっきりしておりませんでしたけれども、自由化した後には、このようなまさしく不当な値上げであっても、これについては注意勧告ができるかということ、かなりそれも難しいのではないかなと思います。そういう意味で、やはりまずこのような状況が起こらないための措置ということで、ぜひ経過措置料金を残すということで考慮していただきたいと思います。

それから、これは意見の食い違いで悔しい思いをしているのですが、やはり消費者にとっては都市ガスの自由化というのは、あくまでも都市ガスの事業者同士の競争があつてのことであつて、他燃料への振りかえ、LPですとかオール電化に変えることができるから、既に自由化は起っていると見るというのは、実態にそぐわないですし、やはり実際に生活している消費者側の実情や意見を無視していると言わざるを得ません。ですので、繰り返しになりますが、あくまでも都市ガス事業者同士の競争が起こったことを検証してから進めるということでぜひお願いしたいと思います。そうでないと、多くの消費者の声を代表してここに出ている立場としましては、経過措置に関する今回の案というのはやはりなかなか受け入れられないというのが実状です。

以上です。

○山内委員長

それじゃ、草薙委員、どうぞご発言ください。

○草薙委員

ありがとうございます。

熊本地震の対応で行政コストが増大する中で、このようなパブリックコメントの拡大という事務局の判断をされたことは、敬意を表したいと思います。前回に比べて全ての一般ガス事業者、簡易ガス事業者についてパブリックコメントを実施するという事は、望ましいというふうに考えております。ただ、うまくさばけるための手だてというのをあわせて考えていただきたいと思います。そして、いろいろな主張が入り乱れてくるかと思えますけれども、そこは総合判断の材料としてしっかりと対応していただきたいと思います。

そして、このパブコメはどちらかというとテクニカルな領域のパブコメであるというふうに考えておまして、そもそもの全面自由化の例外措置としての経過措置料金、規制の趣旨とか目的、それから、パブリックコメントで何を求めるのかといったことを明らかにしたほうがよいと思います。例えば、競争をあえてみずから怠って客を奪われるような企業戦略というのは、決して好ましくないわけでありまして、そのような例をパブリックコメントで事実として明らかにしてもらうというのは、確かに有益だと思いますので、そのようなことを誘導するような説明書きがあるというふうなことは非常に好ましいと思います。したがって、そのような説明の工夫といったことも考えていただきたいと思います。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

柏木委員はこの問題についてのご発言ということによろしいですか。

○柏木委員

ここの前回の。

○山内委員長

ええ、前回のですけれども、二重導管問題と経過措置問題。二重問題。じゃ、ちょっと一度ここで切らせていただいて、事務局から今のご発言について何かあるでしょうか。

○藤本ガス市場整備課長

まず、都市ガス同士の競争があるまでは、経過措置を外さないべきではないかという点でございますけれども、都市ガスが他燃料と競合する財であるということは、これまでもご説明をさせていただいたとおりでございます。法律上も適切な競争関係にあるか否かを判断する考慮材料と

されております。法律上もそういう意味では、電力とガスとで扱いを変えている部分であろうかと考えております。

それから、自由化の周知につきましては、ご指摘のとおりと考えておまして、この点につきましては、今後、行政としてもしっかり取り組んでいくことが必要であると認識をしております。

それから、ご指摘の点のLPガスにつきましては、この場でのLPガスについての回答は差し控えさせていただきますけれども、都市ガスについては、ガス事業法におきまして、料金値上げに関する手続について、供給条件の変更を行う場合には、法律上の事前の説明義務、書面交付義務が課されるということになっております。これによって需要家に対して必要な情報の提供というのは適切に行われるものというふうに考えているところでございます。

それから、草薙委員からいただきましたパブコメのやり方、あるいは二村委員からいただきましたパブコメのやり方につきましては、極力丁寧な進め方を心がけたいと考えます。

ありがとうございます。

○山内委員長

どうもありがとうございました。

それでは、この経過措置問題についてのご発言はほかに。それじゃ、すみません、柏木さん、ちょっと待っていただいて、池田委員。

○池田委員

私も経過措置料金規制について、指定・指定解除を行うに当たってパブリックコメントを実施する対象事業者を限定することなくすべてに広げたことは、大変いいご判断だと思います。支持したいと思います。恐らく地域ごとに競争状況は異なっていると思われしますので、適正な競争関係が確保されているか否かについて、その地域に住んでおられる消費者の方が一番よく分かっていると思います。意見を言う機会がすべての消費者に与えられることは大変良いと思います。

指定するか、それから指定解除するかの判断については、様々な指標を勘案しつつ、最終的には総合的に判断されると理解しておりますが、その判断を「国が行う」と資料に記載されているところ、その判断を行う「国」というのは、具体的には、例えば電力・ガス取引監視等委員会で行うということになるのでしょうか。ある程度の判断基準は定めましたが、総合的な判断を的確に行うためには、適正な競争関係が確保されているか否かの評価について専門性の蓄積を図ることができる仕組みにした方が良いのではないかと思います。国のどの部門でそのような判断を実際に行うことになるのか、もし決まっているようでしたら、教えていただければと思います。

○山内委員長

ありがとうございます。

この問題、ほかには。じゃ、今のご質問。

○藤本ガス市場整備課長

プロセスとしましては、電力・ガス取引監視等委員会の意見を聞きながら、資源エネルギー庁で判断をしていくということになります。

○山内委員長

よろしゅうございますか。

すみません、お待たせしました。柏木先生、どうぞご発言いただければ。

○柏木委員

二重導管規制の話で、これ5ページになりますか。前回、過去18年から26年までの平均値で1.51%、一応平均伸びていると。これは3年間で加算して4.5%。これに関しては、このままの事務局が出した案で変更しない方向でいきたいという、こういうコメントだと思っていて、私自身は最初に出してきたのが、政府案としてはたしか1.19%ぐらいで見て、それを全部を競争にさらすということに関しては、確かに伸びがそれだけですから、ペースは守られているわけで、託送料金は原則全部取られたとしても、それほどは上がらないですよという考え。

ところが、延伸をすとか、あるいは、より公共の財で、案として、法的分離までして、このパイプラインを公平性を保とうと、そこまで行こうとしているわけですから、そういう意味では流れやすいパイプラインをつくっていくと。特に、そういうことによって託送料を少し低減させて、かつ、その低減させることによってさらに延伸までできるインセンティブをつけるということで、全部を競争の財にしないで、これはあうん、0.5にするのか0.7にするのか、それは全然わかんないのでもいいんですけども、一部分を競争の財にして、ある残りの部分は流れやすいようなものにして、かつ延伸のために使っていくと。最初の政府はそういう考え方だったと私は理解して、それに対して、ああ、その考え方だったら、まあ妥当なんじゃないかと私は思ったんです。

それが今度、例えば伸びの分に関しては、全てが競争原理の中に入れていく。それはもちろん自由化ですから、競争でAとBで競合するんでしょう。仮にそれで例えば既存の事業者が半分取れれば、今と同じような格好にはなるんだろうとは思いますが、やはりリスクはそこは大きくて、下手すれば全部取られる。ということになりますと、もはや延伸の問題だとか、あるいは託送料の低減だとか、こういうことは考えられないということになりますよね。

ですから、そういう意味では、50%をじゃあ競争原理にさらして、あとの50%はほかの考え方にあるって、政府の最初に出したその考え方。幾ら幾らのパーセンテージというのは、これはわかりました。平均が1.5%で、全部の今までの伸びが1.5%だから、3年間で積算して4.5%とい

う数はわかりましたから、数のことを言っているわけではなくて、これの数そのものの全部を競争の中にさらすのか、あるいは、やはり貧しい人だとか、いろんなことを考えたときに、その何割かを競争の原理にさらして、さらに何割かは事業者のこれからのガス事業等々に関する、低炭素ということになるかもしれませんし、そういう方向で使っていくというその方針がガラッと変わって、一貫性がないような気がするんですね。なぜここまでそれ変わったのかという理由を知りたい。

以上です。

○山内委員長

引頭委員。

○引頭委員

ありがとうございます。前回の指摘事項について2点ございます。

今、柏木委員が御指摘されました、新規事業者と既存事業者の需要家とで成長の伸び率を半々で分けるという考え方、つまり0.5%とするという考え方が確かに途中で消えてしまっています。本当は前回質問すべきだったと反省しておりますが、柏木委員と同じようにその部分について少し疑問を持っておりますので、それについてお答えくださいませ。柏木委員と同じ質問です。

2点目は御願いです。今の点をお答えいただけたとして、指摘事項②についてです。ネットワークの需要についての考え方を事務局のほうで整理していただきまして、ありがとうございました。取得可能なデータとして最も古い平成18年度からの伸び率を計算していただいた結果、平均の伸び率が1.5%となったということで、3年間で4.5%という考え方もあるのかなと思います。

ただ、ここで幾つか申し上げたいのですが、やはり直近の3年間、ここにあります——5ページですか——伸びを見ると、24年の伸びは0.73、25年が0.94、そして26年が1.12ということで、直近3年間は1%ぐらいになっています。そして、ガス協会さんが発表されている販売量については託送分が入っていないので使えないという理屈はよく理解できるのですが、ガス協会さんが発表しておられる販売量の比率をみますと、この総供給量のうちの97%と大半を占めており、その97%の部分が昨年4月から今年2月分まででマイナス2%になっているわけです。残りの3%にあたる託送部分がもし5割とか6割伸びていけば、平成28年度の総供給量は横ばいとなりますが、そうでなければマイナスになった可能性がかなり高いのではないのでしょうか。それから、少し論点は変わりますが、今回、マーケット全体の伸びをもとにこのような施策をご提案されているわけですが、地域によって需要の伸びはかなり違っているのではないのでしょうか。

こうしたことを考えますと、やはり最終的に今回のご提案を認めることになった際に、二重導管規制のももとの理念であった需要家の方々の利益阻害性についてあらためて考えていく必要

があるかと思しますので、その点については行政として、先ほど申し上げたように、地域であるとか、事業者のコスト削減の様子だとか、そうしたものを含めて丁寧に見ていただきたいと思っております。

以上でございます。

○山内委員長

それじゃ、福田委員、どうぞご発言ください。

○福田委員

指摘事項①についてなんですが、よろしいですか。

○山内委員長

①について、いいですよ。

○福田委員

前回の私の指摘に対しましては回答を用意していただきまして、ありがとうございます。2ページに書かれてあることで、納得いく部分もあるんですが、ちょっと若干まだいまだに疑問の部分があるので、伺わせていただきます。

2ポツ目にあるこのネットワーク需要の伸びが一般ガス事業者の小売部門のみのコントロール下にあるわけではない、この話には納得はいきます。それから、その次のネットワークの需要が伸びたら託送料金が下がるだろうからということで、そこも相当程度の合理性があるという、この点につきましても納得はいくんですけれども。一方で、1つ目のポツ、需要調査・開拓費の話が今回出ているんですけれども、私の理解が間違っているかもしれないんですけれども、この調査・開拓費というのは、多分こういった費用を託送料金に上乗せしたら、その伸び以上にネットワーク需要が伸びるという、それを見込んでのこういう費目を託送料金に含むという、そういうふうな趣旨のものだと思っているんですけれども、その話が今回の二重導管の話だと、多分、一部の需要が託送供給不可能ガスにシフトするという、そういう話だと思うんですが、それとこの需要調査・開拓費の話ではどうつながるのか、ちょっとそこのロジックがわからないので、その点だけ教えていただければと思います。

○山内委員長

ありがとうございます。

じゃあ、竹村代理、どうぞ。

○竹村（樋口委員代理） 代理人の竹村のほうからちょっとご質問とご意見なんですけれども、まず、需要家の利益阻害性のところについて、託送料金が上昇するか否かというところだけが非常に気になります。基本的には今回の自由化において託送料金が競争の中で下がっていくべきだ

ということは大原則です。当然、需要家としては下がることを期待しているわけですから、上がらないからいいというわけではなくて、下がることに対する逸失利益もひっくるめてきちんと評価していただきたいというふうに考えております。

そういった中で、今の4.5%、1.5%の議論をされておりますが、これは18年度から現在の26年度までということではなされておりますが、結果的にこのガスの需要の伸びというのは、例えばCIFベースのガスの輸入価格がどういうふうに変わっただろうとか、また、震災に伴う自家発の需要がふえたとか、それ以外に震災に伴いまして電力会社さんの電力代が上がったとか、いろいろな複合要因の結果としてこういった結果にしかかかっていないということを考えていきますと、このデータを使うということになった場合については、きちんと4年後の検証という中で、実際のガスの伸びだとか、どういった内容で検証するのかということをしっかりやっていただかないと、今回の自由化って何だったんだということになるんじゃないのかというふうに懸念しております。したがって、数値の議論は数値の議論としていただくのはいいんですが、最終的に本当にガスの料金が下がったんだ、託送が下がったんだということがひとしく共有できるような格好で、一応ここら辺のことを検討していただきたいと思っております。

ということで、いろいろな議論の中で、とにかく検証ということについて、どういうことを検証するんだということをひっくるめて、もう少し議論をしていただくと、もう少し先行きが見えるんじゃないかなと思ってコメントさせていただきました。

○山内委員長

じゃ、次は松村委員、どうぞ。

○松村委員

私は今回の事務局の提案のとおり、4.5%というのを支持します。まず、これガスシフトとコンシステントなのかというのは、前回、橘川委員がご指摘になったとおりでございます。ガスシフトというのは都市ガス事業者が販売するガスの量を増やすのではなく、日本全体でエネルギーをガスに切りかえていくということであり、したがって、電力事業者を初めとした新規参入者が売るガスも、当然ガスシフトに入っている。そうすると、そちらの競争を抑制して、本来であれば安い熱量調整をしないガスが使えたところが使えなくなるというのは、まさにガスシフトに反することだと思っております。深刻な利益阻害性のない範囲でできるだけ自由にするというのは、まさにガスシフトという考え方に合っていると思っております。

需要が伸びた効果を、託送料金の低下に結びつけガスシフトに資するようにするのが本来の国策ではないか、国の基本政策とコンシステントではないかという指摘に関しては、前回質問したことにぜひ答えていただきたい。じつと指摘しているのに一向に答えていただけない。今回は、

引頭委員と柏木委員にはぜひ答えていただきたい。今までガス需要は相当伸びてきた。大口を中心にガスシフトは進んできた。それに対応してガスの料金は、需要の変動が託送料金に大きな影響を与えるという主張を裏付けるほどに下がってきたのでしょうか。その結果価格の低下で更なるガスシフトが導かれたのですか。託送料金というのはそれに対応するほど下がってきたのか。このような点について、ちゃんと考えていただきたい。それが単に事業者のスラックに入って、それでガスの価格の低下に結びつかないということだとすれば、それはガスシフトというのに著しく反するでしょう。競争によってガスの価格が下がっていくことの方が、私はまさにガスシフトに資すると思います。この点については前回、橘川委員がおっしゃったことが正しいと思っています。

需要家に関しては、基地の近くに自分の工場がなくて、結果的には託送を経たガスの供給しか受けられない需要家については潜在的に不利益になる可能性もある。基地の近くの需要家は当然利益を得ることになる。そうすると、自分の工場がそういうLNG基地の近くにならなから得にならない可能性があるから、需要家全体では利益があっても余り積極的ではないなどというようなことは、自社の利益のためだけに発言していると誤認されかねない。この審議会へ委員として出てきて、産業用需要家全体の利益のためではなく、まして社会全体のためではなく、自社の利益を考えて発言していると誤認されたら、審議会としては著しくマイナスだと思います。そのような疑念を招かないように、本当にそれが今言ったことが、ガスの需要家全体の利益になっているのかどうか、きちんと考えていただきたい。

託送料金のことだけじゃなくて、生ガスをそのまま使える需要家の利益も当然トータルを考えて、全体として本当によかったのかというのを数年後にきちんと見直すということには賛成しますが、そのときに託送料金のことだけを見ているというのは、やはり明らかに誤っているのではないかと思います。全体の利益を、数年後に見直すときにきちんと考えるということが正しいと思います。

以上です。

○山内委員長

この二重導管問題についてはほかに。柏木委員、どうぞ。

○柏木委員

例えば導管事業者の周辺にあつて、それが熱調してないと。例えば大きな工場が幾つかあつて、それをとったのをガスに転換していくと。伸びの分に関して、既存のものは伸びたところをとるわけでもなくて、既存のものもそれはこれでいうと4.5%の範囲ではとれると。ということは、公平性に欠けていると私は思っていて、導管近辺にあるところしか利益はなくて、そして、

全体としては流れにくく、流れが行って、伸びが本当にこの状況でこれから続くということであれば、流れている量は全く同じで、託送料の低減にはならないと。逆に、その量が少なく、余りガスの新規の参入が少ないということになると、もちろん託送料が上がるわけですね。それも全然関係ない第三者が上がるということに関しては不公平な面があるから、だからこそ平均値で、不明な点の多いこれからのガスの増大量をある程度仮定して、それを全て競争の範囲にさらすということは、公平性の面からして多少問題があるんじゃないかと私は言っているわけです。

○山内委員長

ありがとうございます。

ほかにかがででしょうか。じゃ、草薙委員、どうぞ。

○草薙委員

ありがとうございます。

私は、今回の事務局の年数をなるべく長くにとって、託送のニーズをしっかりと見るという立場に立った説明というのは、やはり合理性があるだろうというふうに見ています。そして、何よりも3年で4.5%というレベルであれば、ようやくダイナミックな競争が期待できるということがありますので、これを支持したいというふうに考えます。しかし、やはり4年目以降を精査するということは非常に重要で、その精査は3年4.5%という数字を修正することもあり得るという前提で、検証という形で新規参入者も協力すべきというふうに考えます。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

幡場オブザーバー。

○幡場オブザーバー

ありがとうございます。

二重導管規制についていろいろご意見をいただいておりますが、少し申し述べさせていただきたいと思います。事務局案の資料3につきましては、前回と変わっておりませんが、私どもはこの案に対して幾つか懸念を抱いております。まず、未熟調導管によります既存需要への供給が可能となりますが、既存ネットワークから一部の大口需要家が離脱をいたします。今、柏木先生がおっしゃいましたが、未熟調導管を選択できない多くのお客様にご負担をいただく託送料金の原価が上昇いたします。その結果、託送料金の値下げが難しくなる、あるいは値下げの幅が小さくなるといったような事態が生ずるのではないかとこのように思っております。また、この制度では、未熟調導管の延伸も可能となりますけれども、これによりまして今後の導管網の整備、

もろもろ導管網の整備が効果的・効率的に進まなくなるのではないかという懸念も抱いております。これまでの審議でも申し上げてまいりましたが、私どもはこの事務局案に対してさまざまな懸念を持っておりますので、ぜひ引き続きご議論、ご検討をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○山内委員長

ほかにこの件についてご発言ございますか。

それじゃ、事務局のほうからコメントをいただけますか。

○藤本ガス市場整備課長

まず、柏木委員、引頭委員からご指摘をいただいた、当初の0.5%を需要家に還元をするという考え方からの変更でございますけれども、確かに我々、当初の考え方から前回の提示案というのは、考え方が変わっております。ここは、コンビナートの産業競争力を重視すべきといったようなご意見を受けて、考え方を変更している点でございますけれども、一つには、安いガスを使うことによる日本の産業競争力の強化という点を考えるべきというのが1点でございます。それから、もう1点が、ほかにも未熟調ガス、託送供給不可能ガスを活用できない事業者との関係もご指摘いただいておりますけれども、仮に二重導管規制の見直しによって大口需要家の獲得競争が促されれば、これによって小売部門の一層の効率化が進展するという可能性は高いと考えています。こうなれば、この効率化の果実というのは全ての需要家に還元されていくと。全ての需要家の利益が増進していくことになるという考えを持っております。これによって新しい考え方を提示させていただいたところでございます。

それから、料金のところのご指摘あるいは地域ごとに需要が違うのではないかというご指摘をいただいております。我々のご提案としましては、前回お示しさせていただいたとおり、3年4.5%を原則としまして、仮にその範囲内であっても、この需要が離脱をしては託送料金が上がってしまうというような状況になれば、そうした別の導管での供給は認めないという形の例外規定も設けたいと思っております。これによってほかの需要家の託送料金が上がるということはブロックできるという考えでございます。

それから、何人かの委員からご指摘をいただきましたけれども、4年目以降にどうするかという点につきましては、まさに導管の延伸に悪影響が生じていないかといった点ですとか、あるいは、逆に託送供給不可能ガスの使いたいという市場ニーズを十分に満たしているか否か、あるいは4.5%に至っていない場合は、その残分をキャリーオーバーできるかどうか、あるいは4.5%といったような上限を設けることがそもそも適正化どうかといった点を十分見極めながら、4年目

以降どうするかをしっかりと検討していくということではないかと考えております。

それから、福田委員から需要調査・開拓費についてロジックをご質問いただきました。新しい制度ですと、需要調査・開拓費につきましては、託送料金原価に算入することを認めるということになっております。こうした調査を行う者というのは、必ずしも一般ガス事業者の小売部門ということには限定をしておりません。全ての小売事業者あるいは場合によってはほかのプレーヤーが調査を行うということは、新しい制度が認めることとなっております。あるいは、開拓費につきましては、実際に獲得した者に対して一部還元をするという形を考えております。そうしたところからしますと、こうした調査・開拓を行う者というのは、新規参入者であるということも可能性は十分あると思っております。そうすると、こうした者が新しい需要を開拓することによってネットワーク需要全体が伸びていくという可能性も、今後は出てくるのではないかとということ、もはや一般ガス事業者の小売部門が例えばネットワーク需要を伸ばせば、またその二重導管で離脱が出てしまうと、しばらく需要を伸ばすことは控えようかといったようなことをコントロールすると、彼らだけがコントロールすることにはなっていないんじゃないかというロジックでございます。

以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございます。

ほかに何かこれについてどなたか。大石委員、どうぞ。

○大石委員

ありがとうございます。

この二重導管の問題、ずっと議論を聞いておりました初めに発言しますが、私が聞いていて感じますのは、今回の自由化に直接関係することなのだろうかということ。既に大口の都市ガスは自由化されているわけで、その競争の中で、ただ単に大口の事業者をとり合っているという議論にしか聞こえてこないのです。今回、小口が自由化することに対して、二重導管制度の緩和がどのように消費者にとってプラスとして働くのかマイナスとなるのか、それぞれ真反対の主張をなさるものですから、どちらが真実かわからず議論に参加できないという状況でした。本来であれば託送料金が上がらないはずだったのに、緩和されることで託送料金が上がり消費者の負担につながるのか。それとも、本来であれば下がらない託送料金が、緩和されることで競争が活発化して下がることになるのか。今回自由化する需要家としての消費者の立場から見るとどちらの言うことが正しいのか判断しかね、やってみないことにはわからないのではないかなと感じております。

たぶん、この4.5という数値は、ある規模の事業者さんにとっては十分なのかもしれないし、また、反対にこの数字では取りたい大口需要家を取れない事業者さんも出てくる、ということではないでしょうか。その意味では、取る側、取られる側それぞれの側の中でも数字は決めきれないのではないかと思います。そういうことからすると、仮にもしこの数値に決めて行った場合には、先ほどから話題となっている国全体としてのガスシフトの面からも、それから小口の需要家の利便性や便益の面からも、本当にその数値でよかったのかどうかということ、ぜひきちんと確認していただきたいなと思います。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

そのほかにご意見、ご発言いただければ。草薙委員、どうぞ。

○草薙委員

ありがとうございます。

先ほどの事務局からのお答えの中で、例外規定を設けるということに言及されましたけれども、これは特定の導管についてだけ個別の認可を与えるような、そういう特例認可のようなもの、あと、それを例外的に規定するというようなことを含んでおりますでしょうか。質問であります。

○藤本ガス市場整備課長

ごめんなさい。もう一度お願いしていいですか。

○草薙委員

その例外規定の趣旨ですね、どういうことをお考えなのかお聞かせください。

○藤本ガス市場整備課長

二重導管規制の本質は需要家利益の阻害性だと思っていて、託送料金が上昇するか否かということで判断すべきだと思っています。そうだとしますと、仮に3年4.5%という基準を置いて、その範囲内、例えば2%とか1%であったとしても、その需要が剥がれてしまうと、託送料金を上げざるを得ないといったような状況になれば、4.5まで至っていなくても、別の導管での供給はストップをかけるという趣旨でございます。

○草薙委員

ありがとうございます。

○山内委員長

二村委員、どうぞご発言。

○二村委員

ありがとうございます。

この二重導管の規制というのも、ガス事業の今までのあり方としてはかなり大きな制度の変更なんだろうと思って、この間の議論を聞かせていただきました。そうであれば、制度の変更としてどういうインパクトがあったのかということをしっかり見ていただくということが重要だと思いますので、先生方もおっしゃっていますけれども、次回の検証の際には、単に数字がどうかということだけではなくて、制度としてどう回っているのかという観点でぜひ検証していただくようお願いしたいと思います。

以上です。

○山内委員長

松村委員、どうぞ。

○松村委員

まず、イメージしにくいという、大石委員の指摘です。それは全くそのとおりでと思いますが、ちょっと想像してみてください。例えば、都市ガス事業の供給区域内でLPガスと都市ガスが競争している状況もあり得るわけですね。そこで、もしLPガスに需要をとられたとすると、導管を使う人の需要がその分減る。そうすると、残った人の託送料が上がる。もちろん、規模が全く違いますから、LPガスで1件とられる効果はわずかですけれども、相当な数がとられれば、同じような問題が起きるわけです。

そうすると、そういう弊害を全部なくすためには、一番簡単なやり方は、都市ガスの供給区域内ではLPガスは禁止とする。こうやって、LPガスとの競争を遮断してしまう。そのことによって確かに都市ガスの利用量は増えるかもしれない。託送料金下がるかもしれない。これによってガス代が大きく下がるのだろうか。逆に競争があるほうがないよりもコストが下がるのだろうか。この構造にとっても近いと思います。この後の検証がとても重要だというのはもちろんそうですが、全くイメージできないことではないような気がします。

それから、託送料金の低下が物すごく重要だということを複数の委員が言っていて、それは私もその点についてはどうします。しかし私がとても不思議に思っているのは、重要なことが託送料金の低下なら、一番手っ取り早いのは本来は厳格な査定をしてきちんと下げるということであり、それについて最も消極的だった委員がこの局面では託送料金が増えることに対して強い懸念を表明しているというのは、一体どういう一貫性があるのか。常に現在の都市ガス事業者の利益を擁護するという一貫性は仮にあるとしても、中立的な委員としての主張の一貫性があるのだろうかというのは若干疑問に思っています。

それから、草薙委員がご指摘になったとおり、これでようやくダイナミックな競争が可能にな

った。以前の案だとすると、大手3社に関して考えたとしても、1年0.5%の需要では、一体どうやってとっていったらいいのかと。ほぼ競争にならないじゃないかという懸念に対して、これぐらいあればリアリティーのある競争が考えられるということだったと思います。これについて考えていただきたいのですが、需要に対して4.5%なので、規模の小さな事業者の場合には小さな量になります。更にLNG基地の近傍という条件もあるので、両方の条件がそろえば、競争がすぐ起こってくると想定できるのは、大手3社あるいは大手数社のところだけかなと思っています。

そうすると、一部の事業者にとっては、需要が急激に減っているのでも、4.5%でも相当まづいことがあり得るという懸念に関しては、確かにそういう事業者はあるかもしれないけれど、本当に問題になるのかなというのは若干疑問に思っています。さらに、ご説明になったとおり、例外規定というのがあるので、万が一そういうことがあったとしても、そこで救われることになると思います。

これに関しては、新規参入者の方からは、数年後の見直しの段階では、そもそも上限というのを設けるのがおかしい、撤廃すべしとの意見もありました。この議論が出てくると、本当に小さなところでもあり得ると。その場合には、小さなところだから、大した量でなくても物すごい割合になるとかっていうことが出てき得るので、その局面ではご懸念になったようなことを考える必要は出てくるかもしれない。私は現時点でそういうたぐいの懸念の対策はきちんと手当できていると思います。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

この問題でもいいですし、それから経過措置でもいいんですけども、何かほかにご発言ございますか。事務局のほうから何かございますか。よろしいですか。

どうもありがとうございました。前回の積み残しというか、前々回からの積み残しといいますか、集中的にこれを議論してきました。

まず、二重導管の話については、さき程大石さんが言われたことってすごく本質を突いていて、やっぱりどうなるかちょっとわからないというのが実際のところはあると思うんですよ。ただ、我々は制度を決めるわけですから、それだからといって、決められませんというわけにいかないわけです。これまで、3回ぐらい議論してきたんですけども、きょうの議論を聞いている限りでは、4.5%の上限について大きく反対された方はいなかったという認識しています。その意味では、事務局のご提案が、今回の制度改正に当たっては、4.5%の上限の中でこの二重導管の間

題を処理できるのではないかなというふうに思っています。

ただ、幾つかご懸念の点はございました。これはいろんな角度、右左から見てその懸念が本当に杞憂になのかどうなのかというところはあると思うんですけども、先ほど事務局からのご説明がありましたように、その辺をうまく斟酌しなければならないと考えます。例外措置、例外規定というご提案もございましたし、そういうところを使いながら進めていっていただきたいというふうに、この委員会の総意として言ってよろしいんじゃないかというふうに思います。

それから、もう一つ重要な点は、この4年後の検証と見直しの点ですね。これについては複数の委員の方がご指摘されていまして、この点も事務局としてテーク・ノートしていただいて、よい方向の改正になるように、我々の結論としましたということをお願いしたいと思います。

続いて、経過措置でございますけれども、経過措置については消費者の代表の2名の方からやはり懸念が示されております。それで、基本的に、相互判断のあり方の問題、それから、パブコメの内容については、草薙委員もおっしゃっていましたが、非常に重要だというふうに思っています。まだご納得いかないところがあるかと思うんですけども、これも4回にわたってご議論いただきまして、最終的に、基本的に総合判断ということでお任せいただく、その内容を詰めていく、これを事務局に是非とも今日出た意見を酌んでお願いしたいというふうに思います。その上で、我々としてはここに提案されている経過措置の料金規制についてご了承いただければということでございます。

以上でございますけれども、何か追加的なご発言はありますか。

それによろしければ、資料4になりますけれども、導管整備方針について、これを皆さんでご議論いただきたいと。ご質問あるいはご意見がございましたら、どうぞご発言お願いいたします。じゃ、福田委員、どうぞ。

○福田委員

それでは、まず供給安定性のほうの話からについてなんですが、質問させていただきます。

3番の供給安定性の観点からの評価についてという部分のここのご説明が、基本的に以前に行われているガス安全小委員会の中間報告書の中のいろんな分析結果をもとにされていて、これはたしか昨年度か一昨年度ぐらいに出た結果だと伺っていて、でも、情報としては一番新しいものを使われているということで、それ自体は適正なのかなというふうに私自身は思っています。ただ、実際のこのガス安全小委員会の中間報告書を私はまだ見てなかったので、今回、この委員会に当たってざっと拝見したんですけども、かなり本文のところは10ページぐらいしかない、すごい簡潔に書かれている資料で、本当にちょっとこの設定が適正なのかというところは、正直言ってちょっとわからなかったというところがあります。

例えば、今回示していただいている資料の中でいいますと、例えば6ページで、津波関係で、タンクとかインフラの部分、本体は大丈夫なだけけれども、電気系統が影響を受けるという可能性が6ページの下付近に書いているんですけども、例えばここで南海トラフの例で、泉北第一が電気系統が機能が停止しても、残りの泉北第二や姫路からのバックアップにより、製造能力を確保することが可能というふうに書かれています。ただ、何でじゃあ泉北第二とか姫路の電気系統が停止しないと言えるのか、そのあたりはわからないんですね。だから、このあたりが本当に適切な仮定なのかどうかという、そのあたりがやっぱり吟味する必要があるのかなと個人的には思った次第です。それがまず1点です。

それから、同じく供給安定性の話について、結論で9ページのところで、3大都市圏の話に限っていえば、パイプラインを敷設する必要性は高くないと。ここまでの資料だけからだと確かにそうなのかもしれないんですけども、ちょうど熊本で大地震が起きたタイミングということもあって、問題提起の意味も込めてちょっと意見を申し上げさせていただきますと、例えば、今回の熊本で震度7が連続して2回来たということが実際に起きているわけなんですけれども、例えば普通の住居とかの建物なんかを耐震設計基準、建築基準法で建てられているわけなんですけれども、今、地震工学の専門家の先生方とかが実際に見ていっていますけれども、あれはこういうふうに連続して震度7が来るというのを想定していない。1回大きなのが来るという、それに対応した耐震設計だよということになっている。そうらしいです。じゃあ、いろんなガスのインフラの施設のほうはその辺は本当に大丈夫なのかというあたりは、恐らくガス安全小委員会の報告書の中で多分議論されていない部分として1つ考えられるのかなと思っているところです。

それから、もう一つ、今回の地震で言われているのが、地震の外力に係数を掛けて実際に外力を設定して、各地域ごとに外力を設定しているんですが、地域係数と呼ばれるものらしいですけれども、例えば今回、熊本は今まで地震が余り多くなかったので、地域係数を低く設定している。それで、いろんな建物とかの耐震設計を設定していたわけなんですけれども、いろんなガスのインフラに関して、そういった耐震設計の基準における地域係数みたいなものももしかしたらあるんじゃないのか、そのあたりどうなっているのかというのは検討してみる余地があるのかもしれないなと思った次第です。ざっと調べた限りでは、例えば神奈川なんかは地域係数を1.0よりも高目に設定しているということで、安全側に見ていたり、そういうような地域も実際存在する一方で、逆に1よりも小さい設定をしている場所ももしかしたらあるのかもしれないと、そういうふうに思った次第です。

○山内委員長

ありがとうございます。

松村委員、どうぞ。

○松村委員

まず、結論から言うと、今回の事務局の提案、全部の点で支持します。この方針でいいのではないかと思います。

まず、3大都市圏をつなぐという部分に関してです。私はこの報告書の中間報告の概要を見たときに、まるで震災前の電気の報告書のような感想を持った。それは連系線の増強を議論するとき、事業者の言い値では、もう現状の設備で十分。増強する必要なし。一応、第三者が入ってそれを追認する形で、増強は必要ないという結果を出した。事業者の利益としては当然そういうところは増強してほしいという気持ちはよくわかる。自分たちの利益にはならないということはとてもよくわかる。そういうインセンティブがあるということをきちんと踏まえた上で本来は中立的な専門家がチェックするはずなのに、そんな愚かな結論を出してしまって、震災後に大いに反省することになった。

そのような事実を見て、これは震災後に出たものですから、それでもなおこういう結論を本当に出すのか。ここに出てきたものというのは、従来からずっと事業者が言い続けてきたことがそのまま書かれているような気がして、それを追認してしまったという感じ。本当に大丈夫なのかというのは、若干不安には思っています。若干不安には思っていますが、そのような電気の経験を十分踏まえた上で、このような中立的な委員会がきちんと検討して、こういう結果を出したということなのだから、私たちは受け入れざるを得ないと思います。これに関して本当にこれでいいのかという点に関しては、この委員会では責任を負いかねる。専門的な委員会がこういう結論を出した、それに基づいて考えれば、これが合理的な提案だというのはわかるけれど、これが本当によかったのかどうかというのは、今後明らかになってくると思います。

本当にそんなことはあってはならないことだし、基本的に確率は物すごく低いし、ないと思うのですけれど、もし大きな地震が起こって、実際に仙台で起こったようなことが3大都市圏で起こってしまい、もし基幹パイプラインがつながっていたら、こんな悲惨なことにならなかったのになどということになったとすれば、それはガスシフトなどという議論はもう全て吹っ飛んでしまうというか、ガスに対する信頼は決定的になくなるし、この安全小委の信頼性も完全に損なわれるということになる。そのときに津波や地震が想定外でしたなどというようないかげんな説明は、この震災の経験を踏まえた後では決して出てこないと思いますから、そのような思いを消費者に決してさせないように、安全投資に関しては十分過ぎるほど、事業者はさらにもう一度見直して、きちんと対策をとっていただきたい。

それから、次に、ガスの貯蔵に関して、経済性の観点から見て調査をするというのは、これは

とてもいいと思います。これは経済性という点でももちろんですが、結果的にいうと、安定供給にも相当資するのではないかと。3大都市圏をつなげるパイプラインよりも、こっちを先に考えるほうが、時間を考えてもコストパフォーマンスということから考えても、安定供給という観点からもリーズナブルではないかと思うので、その点からもこちらをきちんとやるのは、とても合理的な選択だと思います。

この点については、安定供給にも資するという効果があるのだということも決して落とさないように、フィージブルスタディーをやっていたきたい。

それから、長期的に見て日本全体の供給安定性というのを考えるとすると、私はやはり電力の基地もガスの基地もそれからガスのパイプラインも、総合的に考えることが重要になってくると思います。今は残念ながらその段階にはないということだと思いますので、そういうことを議論する段階でもう一度、日本全体の供給安定性というのに関して、どこかで考えていただきたい。

以上です。

○山内委員長

ほかはいかがでしょう。どうぞ、池田委員。

○池田委員

ありがとうございます。

広域のパイプラインがつながると、地域を超えた競争といいますか、相互参入というような競争が活発になるのではないかと思います。そういった地域を超えた競争が活発になるというような視点は、スライドのどの辺りで分析されることになるのでしょうか。

それから、費用便益分析を行うとのことですが、その分析結果が出たら、その後はどのようなことを考えておられるのでしょうか。もし、かかるコストとベネフィットを分析して利益になるということであれば、既にもう民間事業者が独自にやっているようにも思うのですが、まだ民間では進んでいないとすると、民間にお任せしているだけでは、なかなか費用対効果が合わないことも考えられるので、何かしら国の支援というか、補助金とか、そういったことも必要になるのかなと思います。費用便益分析をした結果のソリューションとして、国としてはどのようなことを考えておられるのかについて、関心がございます。

また、先ほどの二重導管規制にかかる論点についてですが、小売全面自由化当初は「3年4.5%」という判断基準を原則とする一方、もし何か需要家の利益阻害がありそうだということになれば、止めることになるかと理解しています。このルールを実施するためには、需要家の利益阻害があるか否かを判断するために、何らかの届出をさせて、個別に判断していくことになるのかなと思います。そのときに、託送料金が上がるかどうかの検討をするため、例えば既存ガス会

社の導管部門に問い合わせることが考えられます。ネットワーク需要が一部離脱するかのしれないという情報について、既存ガス会社の導管部門から小売部門に、あそこの大口需要家が離脱しそうだと伝えて、自社小売が情報を流用して対抗営業をかけるような使われ方は、競争上よろしくないので、ちゃんと情報遮断についてコンプライアンスはしっかりしていただきたいと思っております。

以上です。

○山内委員長

草薙委員、どうぞ。

○草薙委員

ありがとうございます。

まず、3番の供給安定性の観点からの評価について、事務局案の、少なくとも現時点においては3大都市圏の供給安定性を高めるという観点から、各事業者の供給区を連結する広域パイプライン等を敷設する必要性は高くないのではないかとということにつきましては、科学技術的な知見からもそういうふうに言えるということは理解いたしました。ただ、セキュリティーとかレジリエンスといったような言葉に代表される国土強靱化とか、あるいは競争活性化といった政策の方向性から申しますと、広域パイプラインの意義は大きいということは確認させていただきたいというふうに思います。

それから、地下貯蔵のことなんですけれども、安定供給ということに加えて、天然ガスの地下貯蔵の開発あるいは本格的な活用といったことにはコストがかかるというものだと考えますけれども、ぜひその低廉化を目指しまして、ガスの卸取引にも活用できるように持っていくことが望ましいのではないかとというふうに考えます。

以上です。

○山内委員長

次に引頭委員、ご発言があれば。

○引頭委員

ありがとうございます。

今回の導管整備についての事務局の整理について、大変よいと思っております。従来、ガスパイプラインの延伸を考える際、どうしても供給安定性と経済合理性が両立せずに、結論として難しいという形になりがちだったような記憶があります。そうした中で、松村委員からのご指摘もありましたが、ガス安全小委員会の中間報告書の結論を前提とすれば、今回のご提案、つまり経済合理性に真正面から切り込んでケーススタディーをしていくということについては、本当にす

ばらしい取り組みだと思っております。

その中で、なぜ今回こういうスタディーが可能になったかを考えますと、単に地域をつなぐだけではなくて、地下貯蔵という新たなハブとしての役割を担うものの活用が新しい要素として入ったこと、つまり、国として国家資源をどのように活用できるかという切り口があったことが大きいのではないかと思います。ただし、事務局のご説明にあったように、現在の法制度では輸入されたLNGは貯蔵できない規定になっているなど、他にもさまざまな環境整備が必要となっています。事務局からのご提案のとおり、こうしたことも含めてスタディーしていただきたいと思っております。

ただ、1つ少し心配なことがあります。前回、J A P E Xさんがご発表された資料が13ページに再掲されていましたが、今あるサイトは実績として3社の5サイトで小規模と書いてあります。現在の制度の枠組みでは小規模かもしれませんが、潜在的に見るとサイトの数や貯蔵可能な量ももう少し大きいのかも思っております。そこで、地下貯蔵の今後の潜在能力といえますか、潜在活用量というようなものも、個別のラインの経済政合理性に加えて、ご提示いただけるとよろしいかと思います。

以上でございます。

○山内委員長

次は柏木委員、どうぞ。

○柏木委員

ここに書いてあるように、広域ガスパイプラインの整備というのはすごく重要だということに関しては全く異論がなく、ネットワークが繋がらないと、パッチみたいなつながってないパイプラインでは意味がありませんから、つなげるということが重要だと思いますね。だけど、これは勝手につなげられるかという、そういうことではなくて、需要家がそれを選択しなきゃ延びていきませんから、そういう意味では、天然ガスパイプラインの整備と同じスピードで、やはり需要家に関するインセンティブ、天然ガスの利用がある意味では非常に環境性の向上にもつながるし、あるいは、強靱化で例えばコジェネを要所所所に入れていくことによってサプライチェーンが破断しないと。こういうことに関しては、もう既にコジェネに関しては、地産地消という形で経産省も、手厚い両方がなされているということは、非常に喜ばしいと思っておりますが、一層やはり需要家に対するインセンティブということをあわせて持っていかないと、本格的なパイプラインのネットワーク化というのはなかなか、どっちが、鶏が先か卵が先かという話になってきますので、一挙に進めていくということが重要だと思います。

それから、この最後の、余りにも日本というのは、輸入国であるにもかかわらず、地下貯蔵の

施設が本当に少ないという点でびっくりしたんですが、やはり要所要所にこういう地下貯蔵をつくっていくということは、これからの強靱化政策にも非常に重要になってくるだろうと。積極的な政策に、そうなればいいと思います。

以上です。

○山内委員長

ほかにご発言ございますか。福田委員、どうぞ。

○福田委員

今の話の続きで、天然ガス利用促進のための導管整備のところ、費用便益分析をやるという、そのこと自体は、こういう費用便益分析をやるということは、パブリックファンドを投入しようという、それが念頭にあるということを考える以上は、当然、手続も事後としてやるべきだと。そこについては私ももちろん賛同させていただきます。ただ、特に便益の部分はとても不確実な要素が多いということも当然踏まえた上で、この結果を考察なりした上で、最終的な相互判断をするという、そういうスタンスというのはちょっと維持しないといけないのかなと思っています。

平成24年の天然ガスシフト委員会もあったときに、下で研究会がありまして、そのとき山内先生が委員長で、私もちょっと手伝わせていただいた経緯があったんですけども、そのときもやはり例えばガス需要関数なんかをどういうふうに推定するのかとか、そういったあたりがすごくデータもなくて、かなり多くの仮定を置いて、そういうふうな前提条件を設定しています。当然、いろんな経済情勢によってそのあたりがずれると、出てくる便益のばらつきも物すごくぶれるわけです。ましてや今回、例えば電力市場への波及効果ですとか、そういったところまで盛り込んでいこうという、そのスタンス自体ももちろん結構で、本来はそうあるべきなんですけれども、一方で、多分そうやると便益のばらつきはもっと大きくなるという。そこは当然踏まえた上で、この費用便益分析結果を参考にしないといけないのかなと。そのあたりをちょっと気にしております。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

ほかにかがでしょうか。

この問題についてきょう結論を得るといような目的ではございませんが、皆様のご意見を伺えればよろしいんですが、幾つか質問が出ましたので、これについて事務局のほうからお願いいたします。

○藤本ガス市場整備課長

まず、冒頭にいただきました福田委員からのご質問ですけれども、総じて言いますと、今回の震災も含めて、こちらで当時想定していた被害の想定が変われば、ここは検討を再度行っていくということになるんだと思いますけれども、ちょっと個別のご質問につきましては、本来担当しているガス安全室がきょうはちょっと震災対応で出席できていませんので、一度預からせていただいて、また次回以降にご回答させていただきたいと思います。

それから、費用便益分析の後どうしていくのかというところは、こちらはまさに先生方ともご議論させていただければと思いますけれども、補助金につきましては、ガス事業が公益事業であるというところは大きな論点になるとは思ってまして、基本的にはガス事業に係る費用は料金で回収をするというところが原則だと思いますので、ちょっとそれも踏まえまして、さらに詰めていく必要があると考えています。

それから、ただ、例えば電気でいいますと、広域機関が連系線について果たしているような機能を、国とか事業者とか委員会が提案をして、みんなで検討して、ここは敷きましょうということになれば、平均し得る地域で幅広くその負担をするといったような仕組みがガスについては必ずしも整っていないものですから、こうした点を議論するというのは今後あり得るかと思っています。

それから、もう1点ご指摘いただいた情報の流用のところは、極めて重要な論点だと思っています。そうしたことが起こらないように、仕組みをつくっていく必要があると考えています。

それから、引頭委員からいただきました地下貯蔵の量の部分ですけれども、こちらについてはさらに精査をしまして、次回以降、またご回答したいと考えています。

以上でございます。きょういただいたご意見も踏まえまして、また次回以降、ご議論いただければと思います。ありがとうございました。

○山内委員長

どうもありがとうございました。

費用便益分析についてまた福田さんに相談すると思います。よろしく願いいたします。

そのほか何かご意見ございますか。

よろしゅうございますか。それでは、きょうの議論についてはこの辺で終了というふうにさせていただきます。今後の予定について事務局からご説明をお願いいたします。

○藤本ガス市場整備課長

次回の第32回につきましては、5月24日に開催することで委員の皆様のご了解をいただいています。議題は追って連絡いたします。

3. 閉会

○山内委員長

ありがとうございました。

ほかに何か特段ご発言ございますか。

よろしければ、以上をもちまして第31回ガスシステム改革小委員会を終了とさせていただきます。

本日はご協力をいただきまして、どうもありがとうございました。

—了—